行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管等に関する事務処理要綱の制定について (例規)

> 最終改正 平成29.3.10 例規交企第11号 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)の施行に伴い、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管等に関する事務処理要綱を下記のように定め、平成6年5月10日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管等に関する事務処理要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第 105号。以下「法」という。)第 104条の3第 2項(法第 107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)及び法第 104条の3第3項(法第 107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による免許証の保管等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 処分手配者 所在不明、不出頭等の理由により処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (2) 認知警察官 処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (3) 手配警察 処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (4) 住所地警察 処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。
- (5) 出頭命令書 道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) 第30条の5及び第37条の5の2第2項に規定する出頭命令書をいう。
- (6) 保管証 法第 104条の3第3項(法第 107条の5 第11項において準用する場合を含む。
 -) に規定する保管証をいう。
- (7) 出頭命令通知書 法第 104条の3第4項(法第 107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による通知のための書面をいう。
- (8) 処分書 法第 104条の3第1項(法第 107条の5第11項において準用する場合を含む。) に規定する書面をいう。
- 3 行政処分手配者名簿の作成

運転免許試験課長は、処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について行政処分手配者名簿(別記様式第1)を作成するとともに、当該行政処分手配者名簿の内容を行政処分管理システムによりデータの管理をするものとする。

4 出頭日時及び出頭場所の指定に関する措置要領の作成

運転免許試験課長は、認知警察官から出頭日時及び出頭場所の指定について照会を受けた 場合の措置要領を、あらかじめ定めておくものとする。

第2 処分手配者を認知したときの事務処理要領

- 1 認知警察官の措置
 - (1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、照会センターから処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配警察、氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認するものとする。この場合において、処分手配者が免許証不携帯であるときは、免許証番号を併せて確認するものとする。

(2) 出頭命令等

ア 出頭命令

認知警察官は、住所地警察の行政処分担当課に照会の上、出頭日時及び出頭場所を指定し、出頭命令書を交付するものとする。

イ 免許証保管

免許証の保管は、次に掲げるところにより措置するものとする。

- (ア) 保管証を交付するときは、免許証を保管する趣旨及び保管証の備考欄の記載事項に ついて説明すること。
- (4) 処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できないときは、出頭命令書のみを 交付すること。
- (ウ) 処分手配者に係る免許証が法第 101条第1項に規定する更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書のみを交付し、免許証は保管しないこと。この場合において、 出頭日時は、住所地警察の行政処分担当課と協議の上、有効期間の満了日以前の日を 指定するものとする。
- (エ) 交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第 109条第 1 項の規定により免許証を保管する必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通切符告知票又は交通反則切符告知書の下部余白に「処分手配者」と朱書するとともに、当該措置結果を住所地警察の行政処分担当課に併せて通報するものとする。

ウ 出頭命令通知書

出頭命令書及び保管証を交付した認知警察官は、出頭命令通知書を作成するものとする。

2 出頭命令通知書等の送付

- (1) 所属長は、運転免許試験課長に連絡の上、出頭命令書及び保管証を交付した認知警察官から出頭命令通知書、保管証の写し及び出頭命令書の写し並びに保管した免許証(以下「保管免許証」という。) の提出を受けて、住所地警察の行政処分担当課に送付し、その状況を記録しておくものとする。
- (2) 所属長は、前記第2の2の(1)の場合において、住所地警察と手配警察とが異なるときは、新たに同内容の出頭命令通知書を作成させ、手配警察の行政処分担当課に対しても送付するものとする。

3 運転免許試験課長の措置

(1) 処分手配者が出頭したときの措置

ア 処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で

告知した上、処分書を直接交付して処分執行するものとする。

- イ 保管証は処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、次に掲げると ころにより措置するものとする。
 - (ア) 停止処分の場合は、法第 107条第3項の規定により引き続き保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還すること。
 - (4) 取消しの場合は、法第 107条第1項の規定により返納されたものとみなして返還しないこと。
- ウ 更新期間が到来している処分手配者については、処分手配者が出頭した時点で、取消 処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続が終了 した後に処分を執行するものとする。
- (2) 他の都道府県警察への連絡及び処分執行の依頼
 - ア 所属長から前記第2の2の連絡を受けた運転免許試験課長は、住所地警察及び手配警察の行政処分担当課に処分手配者を認知した旨を連絡するものとする。
 - イ 認知警察から処分手配者を認知した旨の連絡を受けた運転免許試験課長は、速やかに 住所地警察の行政処分担当課に対し処分執行を依頼するものとする。

第3 出頭命令書と保管証の共用

出頭命令書及び保管証については、当分の間、別記様式第2により共用するものとする。

行 政 処 分 手 配 者 名 簿

								Γ	手配番号								
										1.日广田、石							
住 所			電話								男・女						
	フリ	ガナ															
	氏	名															
		, ,	1					, ,			1		年	,	月	-	生
免	許証番号											-	-				
交付年月日				年		月	日				公	安委	員会?	交付			
免	免 許 種 類																
		大 型	中型	! 準中型	普通	大特	大自二	普自二	小 特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	_	け引二
								 	事案:								
事件番号																	
	処分基準																
70						·±.	<u> </u>	ν х	h-h-		126	- III			\±.		ト本で
	違反年月日					- 遅	区	行 為	等	(/)	性	万 月			- 遅		点数
処																	
分																	
事																	
由	処 分 年	三月日	3		夂	L	分	理	E	由		等		夕	心 分	E	数
備																	
考																	
	1										1						
惠	೬理番号					生年	月日						本国籍等				

出頭命令書·免許証保管証(番号 道路交通法第 104条の 3 第 2 項の規定により、あなたに下記のと おり出頭を命じます。 午前 時 命令•交付日時 年 月 日 分 後 午後 出頭日時 年 月 日 時 分 出頭場所 電話 署・課・隊 係 命令・交付者の 京都府 所属・階級名 (EII) 氏 名 職 生 年 昭・平 歳) 年 月 日生(月日 業 本 籍 住 所 電話 名称 勤務先 電話 第 免許証 男・女 年 月 日 公安委員会交付 年 第一種 二・小・原 日 免 許 許 その他 年 月 日 年月日 種 免 許 年 月 日 有 免許の 大中準 普大大 普小原 け 大中 普大け 引 種 類 自 自 特 型型型通 類 特 特 付 引 免許の条件 備考

- 1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。
- 2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。
- 3 この保管証の有効期限が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。